

紹介手数料の返還

採用決定者が入社後3ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した時は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%